

企業年金ノート

目次
年金・雇用に関する法律改正
について



年金・雇用に関する法律改正について

1. はじめに

平成16年1月19日から平成16年6月16日までの150日間にわたり開催された第159回国会において、5年に1度の年金制度改正のほかに、年金や雇用に関する法律改正がいくつか行われました。以下、これらの概要をご紹介します。

なお、平成16年7月30日から平成16年8月6日まで開催された第160回（臨時）国会では、第159回国会に提出されたものの成立までには至らなかった「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案」も審議対象となりましたが、結局成立には至りませんでした。

2. 改正された法律

5年に1度の年金制度改正（「国民年金法等の一部を改正する法律（法律第104号）」）のほかに、年金や雇用に関する法律で改正されたものは、次のとおりです。

平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（法律第23号）...平成16年3月31日公布

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（法律第103号）...平成16年6月11日公布

年金積立金管理運用独立行政法人法（法律第105号）...平成16年6月11日公布

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（法律第126号）...平成16年6月18日公布

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（法律第127号）...平成16年6月18日公布

3. 法律改正の概要

2. に掲げた法律の概要は以下のとおりです。

(1) 平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

国民年金や厚生年金の年金額等については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」が採用されている（平成17年度からは、マクロ経済スライド制になる）。平成16年度は、特例として、平成13年の年平均の物価指数（総務省作成の全国消費者物価指数）に対する平成15年の年平均の物価指数の比率を基準として改定することとされた。そして、この比率はマイナス1.2%である。

平成12年度～平成14年度においては、年金額を据え置く特例措置が講じられ、平成15年度においても、減額幅を抑えるため、平成13年の年平均の物価指数に対する平成14年の年平均の物価指数の比率（マイナス0.9%）を基準として、改定する特例措置が講じられた。したがって、平成11年から平成13年における物価変動（累積でマイナス1.7%）分は、これまでの年金額の改定には反映されていない。

【物価の動向】

	11年	12年	13年	14年	15年
前年比 (%)	0.3	0.7	0.7	0.9	0.3
	未反映分：累積 1.7				

(注) 上表は厚生労働省ホームページ掲載資料より抜粋。

(2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

高齢者雇用確保措置(平成18年4月1日施行) 定年(65歳⁽¹⁾未満のものに限る。)の定めをしている事業主は、高齢者の65歳⁽¹⁾

までの安定した雇用を確保するため、次のいずれかの措置を講じなければならない。

- イ. 定年の引上げ
- ロ. 継続雇用制度(現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度)の導入⁽²⁾
- ハ. 定年の定め廃止

なお、高齢者雇用確保措置を講じるために必要な準備期間(3年、労働者数が政令で定める人数以下の場合5年)の間は、労使協定ではなく、就業規則等により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる。

(1) 高齢者雇用確保措置に係る年齢(65歳)の段階的引上げ

平成18年4月1日～平成19年3月31日	...62
平成19年4月1日～平成22年3月31日	...63
平成22年4月1日～平成25年3月31日	...64
平成25年4月1日～	...65

(2) 労働者の過半数で組織する労働組合、または、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入する措置を講じたものとみなされる。

(注) 上記は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)」第9条の規定の改正。改正前は、次のような努力規定であり、平成25年3月31日までの間は、なおその効力がある。

定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善、その他の当該高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

再就職援助措置及び多数離職の届出(平成18年4月1日施行)

定年を理由として離職する者に係る、再就職援助措置及び多数離職の届出については、平成

25年3月31日までの措置とする。

高年齢者等の再就職の促進等（平成16年6月11日から起算した6月を超えない範囲内の政令で定める日から施行）

- ・ 求職活動支援書の作成等...事業主は、解雇等により離職する高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の再就職に資する事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面（求職活動支援書）を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。
- ・ 募集及び採用についての理由の提示等...事業主は、労働者の募集及び採用をする場合、やむを得ない理由により一定の年齢（65歳以下のものに限る。）を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、当該理由を示さなければならない。

シルバー人材センター等の業務の特例（施行日は と同様）

シルバー人材センター⁽³⁾及びシルバー人材センター連合⁽⁴⁾は、厚生労働大臣に届け出て、その構成員である高年齢退職者のみを対象として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に関する就業に係る一般労働者派遣事業を行うことができる。

- (3) シルバー人材センター...高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された法人で、所定の業務（臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢退職者のために行う、就業の機会の確保・提供、無料の職業紹介、必要な知識・技能の付与を目的とした講習等の業務）を行うものとして、市町村の区域ごとに、都道府県知事から指定を受けた法人。
- (4) シルバー人材センター連合...複数のシルバー人材センターを会員にもつ、都道府県知事から指定を受けた法人。

(3)年金積立金管理運用独立行政法人法

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、首相官邸のホームページhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokusyu/kettei/tokusyu_all.pdfご参照）を実施するため、年金資金運用基金を解散し、それに伴い年金積立金管理運用独立行政法人⁽⁵⁾を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要があるとの理由から、法律の改正が行われた。

平成13年4月1日に、年金福祉事業団のあとを受け、年金資金運用基金が設立されたが、平成18年4月1日には、年金資金運用基金のあとを受け、年金積立金管理運用独立行政法人が設立される。

年金積立金管理運用独立行政法人の目的は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することである。この目的は、年金資金運用基金におけるそれと同様だが、運用体制の見直しが行われ、専門性の徹底・責任の明確化が図られている。また、年金資金運用基金の福祉事業については、次のとおりとなる。

(グリーンピア)

- ・ 平成17年度までに廃止。

(住宅融資)

- ・ 平成18年度以降は、新規の住宅融資は行わない。独立行政法人福祉医療機構が既往の住宅融資債権を承継し、管理・回収を実施。

(教育資金貸付あっせん)

- ・ 国民生活金融公庫等からの年金被保険者に対する教育資金貸付のあっせん業務については、独立行政法人福祉医療機構が年金資金運用基金から承継して実施。

(5) 独立行政法人...独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に、「『独立行政法人』とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。」と定義されている。

(4) 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

日本とアメリカ合衆国を仕事で往来する者(企業の駐在員等)が、いずれかの国の年金制度等の保険料のみを負担すればよいこととする等を内容とする社会保障協定を、アメリカ合衆国との間で実施することとしている。この協定を実施するために必要な厚生年金保険法等の特例が定められた。

二重払いの防止

日本又はアメリカ合衆国で就労する者であって、協定の規定により合衆国年金及びメディケアの保険料を支払う者は、厚生年金保険及び健康保険等の保険料の支払を免除する。

年金加入期間の通算

年金受給のために必要な最低加入期間を満たしているかどうか判断する際に、日本及びアメリカ合衆国の加入期間を通算し、保険料の掛け捨てを防止する。

(5) 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

大韓民国との間でも、(4)と同様の取り扱いが定められた。

以上の法律改正につきましては、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/159.html>)に、概要・要綱・法律条文が掲載されています。

企業年金ノート No.436

平成16年8月 りそな信託銀行発行

年金信託部

〒100-8112 東京都千代田区大手町1-1-2 TEL. 03(5223)1992

〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL. 06(6268)1866

りそな信託銀行はインターネットにホームページを開設しております。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resona-tb/>】

りそな信託銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、企画部までお問い合わせ下さい。(TEL 06(6268)1810)

受付時間...平日 9:00~17:00

土、日、祝日、12月31日~1月3日、5月3日~5月5日はご利用いただけません。